

別紙1 事業場所（第13条関係）



名古屋市「都市計画基本図 DVD-ROM 版（平成 23 年 5 月）」を使用。

別紙2 事業日程（第4条、第6条、第19条関係）

日程	内容
平成28年10月～平成31年11月	「本施設」の設計・建設期間
平成29年●月末まで	設計の終了
平成29年●月～平成31年3月	「新本館・研究棟等」の建設期間 「解体・撤去施設」の解体・撤去工事期間を含む
平成31年●月●日	「新本館・研究棟等」の完成予定日
平成31年1月●日	「新本館・研究棟等」の引渡予定日
平成31年4月1日	「新本館・研究棟等」の供用開始予定日
平成31年3月～平成31年11月	「新外構施設等」の建設期間 「解体・撤去施設」の解体・撤去工事期間を含む
平成31年●月●日	「新外構施設等」の完成予定日
平成31年12月●日	「新外構施設等」の引渡予定日
平成31年4月1日～平成46年3月31日	「本施設」の維持管理期間

別紙3 事業概要（第4条、第5条関係）

1 「本事業」の対象となる施設

下記の施設及び外構施設である。

施設名称	建設の内容
本館・研究棟	建替え
車庫	建替え（2棟）（外構工事に合わせて整備）
愛知水と緑の公社	既設のまま
R I 排水処理棟	撤去
排水処理棟 1	建替え、排水処理棟（1棟）に集約
排水処理棟 2	
血清情報管理室（渡り廊下含む）	建替え、本館・研究棟に集約
動物舎棟	既設のまま
危険物倉庫棟	既設のまま
高分解能質量分析室	既設のまま
ガスガバナー棟	既設のまま
騒音振動棟	既設のまま
廃棄物庫	新設（外構工事に合わせて整備）
特定屋内貯蔵所	新設
受水槽ポンプ室	新設
駐輪場	新設（2棟）（外構工事に合わせて整備）
通路庇	新設（外構工事に合わせて整備）

2 「本事業」の事業範囲

(1) 設計業務及び建設業務（「既設施設」の解体・撤去及び外構工事を含む。）

- ・「事前調査業務」
- ・設計業務
- ・「建設工事」
- ・周辺家屋影響調査業務及びその対策業務
- ・電波障害調査業務及びその対策業務
- ・各種申請等の業務
- ・「施設備品」調達業務
- ・施設の引渡し

(2) 「維持管理業務」

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・「施設備品」保守管理業務
- ・清掃業務
- ・保安警備業務
- ・植栽維持管理業務
- ・外構施設保守管理業務

別紙4 「設計図書」及び「完成図書」（第4条関係）

1 一般事項

(1) 納品

提出書類については、電子媒体（CD-R）2部及び紙媒体（報告書）3部とする。

(2) 完成図書

製本版（A3版二つ折り）を5部提出する。

(3) 電子納品

電子納品の対象とする提出図書の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び国土交通省「建築設計業務等電子納品要領(案)」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成することとする。

2 設計業務完了後の提出書類

(1) 提出書類

設計業務完了時に以下の書類を提出すること。なお、提出書類は、次に掲げるものを標準とする。

成 果 物		電子納品の適用	成 果 物		電子納品の適用
建 築	○ 工事概要	D, D/0	建 築 設 備 共 通	○ 仮設計画図	D, D/0
	○ 特記仕様書	D, D/0		○ 各種技術資料	R, R/0
	○ 仕上表	D, D/0		○ 設備容量等各種計算書	R, R/0
	○ 面積表及び求積図	D, D/0		○ リサイクル計画書	R, R/0
	○ 敷地案内図	D, D/0		○ CASBEE名古屋評価シート	R, R/0
	○ 配置図	D, D/0		○ 関係法令協議書及び申請書	R, R/0
	○ 平面図（各階）	D, D/0		○ 打合せ記録簿	R, R/0
	○ 断面図	D, D/0		○ 維持管理費用概要書	R, R/0
	○ 断面詳細図	D, D/0		○ 確認申請書関係書類	R, R/0
	○ 立面図（各面）	D, D/0		○ 省エネルギー関係計算書	R, R/0
	○ 矩計図	D, D/0		○ 防災計画図書	R, R/0
	○ 展開図	D, D/0		○ 中高層建築物の届出書	R, R/0
	○ 天井伏図	D, D/0		○ 見積一覧表及び見積検討資料	R, R/0
	○ 平面詳細図	D, D/0		○ 複合単価等の作成（代価表・別紙明細書）	R, R/0
	○ 部分詳細図	D, D/0		○ 設計書	R, R/0
	○ 建具表	D, D/0		○ 環境配慮型施設概念図	R, R/0
	○ サイン計画図	D, D/0		○ BELS計算書	R, R/0
	○ 外構図	D, D/0		○ 年間エネルギー消費量計算書	R, R/0
	○ 仮設計画図	D, D/0		○ 年間光熱水費概算書	R, R/0
	○ 外構詳細図	D, D/0		○ その他必要な図書	D, D/0
	○ 構造設計図	D, D/0			
	○ (ア) 特記仕様書	D, D/0			
	○ (イ) 構造基準図	D, D/0			
	○ (ウ) 伏図	D, D/0			
	○ (エ) 軸組図	D, D/0			
	○ (オ) 各部断面図	D, D/0			
	○ (カ) 標準詳細図	D, D/0			
	○ (キ) 構造詳細図	D, D/0			
	○ 構造計算書	R, R/0			
	○ 設計説明書	R, R/0			
	○ 建築工事積算数量算出書	R, R/0			
	○ 建築工事積算数量調書	R, R/0			
	○ 見積書及び見積り比較書	R, R/0			
○ 物価資料掲載価格比較書	R, R/0				
○ 複合単価等の作成（代価表・別紙明細書）	R, R/0				
○ 日影図	D, D/0				
○ 完成模型	R, R/0				
○ 透視図（鳥瞰・外観・内観）	D, D/0				
○ その他必要な図書	D, D/0				

成 果 物		電子納品の適用	成 果 物		電子納品の適用
電 気 設 備	○ 工事概要	D, D/0	機 械 設 備	○ 工事概要	D, D/0
	○ 特記仕様書	D, D/0		○ 特記仕様書	D, D/0
	○ 敷地案内図	D, D/0		○ 敷地案内図	D, D/0
	○ 配置図・屋外配管配線図	D, D/0		○ 配置図	D, D/0
	○ 各種系統図、機器仕様	D, D/0		○ 給排水衛生設備系統図	D, D/0
	○ 各種結線図・盤関係図	D, D/0		○ 給排水衛生設備平面図（各階）	D, D/0
	○ 電灯・コンセント配線図（各階）	D, D/0		○ 消火設備系統図	D, D/0
	○ 動力設備平面図（各階）	D, D/0		○ 消火設備平面図（各階）	D, D/0
	○ 通信・情報設備系統図	D, D/0		○ 排水処理設備図	D, D/0
	○ 通信・情報設備平面図	D, D/0		○ 給湯設備図	D, D/0
	○ 受変電設備図	D, D/0		○ 機器表	D, D/0
	○ 自家発電設備図	D, D/0		○ 空調設備機器図	D, D/0
	○ 拡声設備図	D, D/0		○ 空調設備系統図	D, D/0
	○ 火災報知設備系統図	D, D/0		○ 空調設備平面図（各階）	D, D/0
	○ 火災警報設備平面図	D, D/0		○ 換気設備系統図	D, D/0
	○ テレビ共同受信設備図	D, D/0		○ 換気設備平面図（各階）	D, D/0
	○ 構内情報通信網設備図	D, D/0		○ 排煙設備図	D, D/0
	○ 誘導支援設備図	D, D/0		○ 衛生器具設備図	D, D/0
	○ 映像・音響設備図	D, D/0		○ ガス設備図	D, D/0
	○ 防犯設備図	D, D/0		○ 自動制御設備図	D, D/0
	○ 雷保護設備図	D, D/0		○ 屋外設備図	D, D/0
	○ 機器、盤類、照明姿図	D, D/0		○ 厨房機器設備図	D, D/0
	○ 構内配電線路図	D, D/0		○ さく井設備図	D, D/0
	○ 構内通信線路図	D, D/0		○ 部分詳細図	D, D/0
	○ 部分詳細図	D, D/0		○ 特殊ガス設備図	D, D/0
	○ 構内交換設備図	D, D/0		○ その他必要な図書	D, D/0
	○ 入退館管理設備図	D, D/0		○ 機械設備工事積算数量算出書	R, R/0
	○ 昇降機設備図	D, D/0		○ 機械設備工事積算数量調書	R, R/0
	○ 太陽光発電設備図	D, D/0			
	○ その他必要な図書	D, D/0			
	○ 電気設備工事積算数量算出書	R, R/0			
	○ 電気設備工事積算数量調書	R, R/0			

(注1) 上記を標準として提出する。但し設計内容により県と協議の上省略することができる。

(注2) 詳細については、県と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、県と協議の上、紙による納品ができるものとする。

(注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(s f c形式)を格納し、適用「D/0」

は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ（オリジナル形式）を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。また、PDFデータは、県と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。

（２）その他

提出図書の体裁等については別途、甲の指示するところによる。

3 建設業務完了後の提出書類

（１）提出書類

建設業務完了時に以下の書類を提出すること。なお、提出書類は、次に掲げるものを標準とする。（建設工事監理事務の手引き参照。）

- ・ 工事総括表
- ・ 完了届
- ・ 現場代理人・監理技術者・主任技術者・専門技術者届出書、経歴書
- ・ 工事カルテ受領書の写し
- ・ 工事工程表（マスター・週間）
- ・ 工事打合せ記録
- ・ 工事月間報告書
- ・ 工事下請負届（工事下請負届内訳書）
- ・ 使用資材（機材）一覧表
 - ・ 各種規格証明資料等
- ・ 工事費内訳明細書
- ・ 火災保険、その他の損害保険加入届出書
- ・ 建設業退職金共済事業掛金収納書
- ・ 工事施工計画書（工種別）
- ・ 再生資源利用計画書（実施書）　－建設資材搬入工事に用－
- ・ 再生資源利用促進計画書（実施書）　－建設副産物搬出工事に用－
- ・ 建設廃棄物処理（計画・実績）書
- ・ 工事現場の特定元方事業者の指名について
- ・ 各種検査実施報告書
 - ・ 主要材料の抜取検査
 - ・ 各種試験結果
 - ・ 各種検査実施、立会報告書
- ・ 建設副産物処分実績表（マニフェストの写し）
- ・ 型枠工事実施報告書
- ・ 材料（機材）搬入報告書
- ・ 工事社内検査報告書
- ・ 工事日報
- ・ 官公署等届出書及び検査済証
- ・ 各種試験成績書（施工・機器）
- ・ 各種保証書
- ・ 取扱説明書

- ・ 試運転調整結果報告書
- ・ 機器完成図（又は承諾図）
- ・ 保守指導案内書
- ・ アフターサービス連絡表
- ・ 施設運用マニュアル
- ・ 資料等引継書
- ・ 工事・材料写真
- ・ 工事完成写真
- ・ 鍵及び工具引渡書
- ・ 完成図（工事完成図一式）
- ・ 各種承認図
- ・ 工事施工図
- ・ その他必要図書

（２）その他

提出図書の体裁等については別途、甲の指示するところによる。

別紙5 保証書の様式（第 43 条関係）

保証書（案）

愛知県
愛知県知事 様

〔「建設企業」〕（以下「保証人」という。）は、愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業（以下「本事業」という。）に関連して、〔SPC〕（以下「事業者」という。）が愛知県（以下「県」という。）との間で締結した平成●年●月●日付け事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担するこの保証書第 1 条の債務（以下「主債務」という。）を事業者と連帯して保証するため、この保証書を県に差し入れます（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとします。

（保証）

第 1 条 保証人は、事業契約書第 43 条に規定する事業者の債務を事業者と連帯して保証します。

（通知義務）

第 2 条 県が、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを保証人に対して通知した場合、本保証の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとします。

（保証債務の履行の請求）

第 3 条 保証人は、県より送付された県が定めた様式による保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始します。なお、県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとします。

2 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了します。

（求償権の行使）

第 4 条 保証人は、県の承諾がある場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使しません。但し、求償権を行使しても事業者の事業契約の履行に影響がないと県が認めた場合は、この限りではありません。

（終了及び解約）

第 5 条 保証人は、本保証を解約しません。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとします。

（裁判管轄）

第 6 条 本保証に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所としま

す。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとします。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を県に差し入れ1部を自ら保有します。

平成●年●月●日

保証人：●
代表者

別紙6 モニタリング及び違約金等（第 56 条、第 65 条、第 67 条、第 73 条関係）

1 モニタリングの考え方

甲は、甲が示している「維持管理業務要求水準」の達成レベルについて、次に規定する方法でモニタリングを行う。

- ① 甲は、乙から提出された「業務報告書」により、確認を行う。
- ② 甲は、適宜、立ち入り検査を行い、乙から提出された「業務報告書」の記載内容、契約の履行状況について確認を行うものとする。
- ③ 甲は、必要に応じて甲の費用負担において、施設利用者等に対してアンケート、ヒアリングを行う。その結果、「業務報告書」の記載内容に疑義が生じた場合、乙と協議するものとする。

甲は、乙が「維持管理業務要求水準」に抵触していると判断した場合には、乙に対して速やかに係る業務の補正を指示することができる。また、乙は、「維持管理業務要求水準」に抵触していることを認識した場合は、甲の注意、改善勧告等を待つことなく、自ら「維持管理業務要求水準」抵触の原因を検討し、改善のための計画を立案し、その後の「維持管理業務要求水準」抵触を回避し、サービスの質の維持向上を図らなければならない。

2 「維持管理業務要求水準」に抵触している場合の定義

「維持管理業務要求水準」に抵触している場合とは、以下に示す①又は②の場合をいう。

- ① 事業運営において明らかに重大な支障がある場合
- ② 事業運営において明らかに不具合がある場合

上記①の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 事業運営において明らかに重大な支障がある場合の例

該当する事態の例
<ul style="list-style-type: none">・「維持管理業務」の故意による放棄・故意に甲との連絡を行わない（長期に亘る連絡不通等）・甲からの指導・指示に従わない・定期点検の未実施・保全上必要な修理等の未実施・故障等（要求水準に示す機能を果たさない）の放置・不衛生状態の放置・災害時の未稼動（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生）・保守管理、安全措置の不備による人身事故、「本施設」の損壊の発生等・「新施設」のかし、定期点検の未実施、保守管理の不備によるエネルギー消費量の増加 等

上記②の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 事業運営において明らかに不具合がある場合の例

該当する事態の例
<ul style="list-style-type: none"> ・「維持管理業務」の怠慢 ・施設利用者等への対応不備 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡不備 等

3 「維持管理業務要求水準」に抵触している場合の措置

(1) 勧告・注意と違約金ポイントの発生

「維持管理業務要求水準」に抵触している場合の措置は、以下のとおりとする。

① 是正勧告及び注意

事業運営において明らかに重大な支障がある場合には、甲は乙に対して是正勧告を行うことができる。また、事業運営において明らかに不具合がある場合には、甲は乙に対して注意を行うことができる。

② 違約金ポイントの発生

甲は、モニタリングの結果、乙による「維持管理業務」が「維持管理業務要求水準」を満たしていないと判断した場合に、「維持管理業務」に対応する当月の違約金ポイントを以下の基準により発生させ、毎月末に乙に通知する。

表 違約金ポイント

事態	違約金ポイント
事業運営において明らかに重大な支障がある場合	各項目につき 20 ポイント
事業運営において明らかに不具合がある場合	各項目につき 2 ポイント

(2) 違約金の請求

「維持管理期間」中の毎月末に、直近 6 か月分の違約金ポイントの合計を計算し、以下表に従って、「維持管理期間」中の違約金を算定し、違約金が発生した場合には支払を事業者に請求する。

なお、甲からの「サービス購入料」の支払が残っている場合は、乙に通知した上で、違約金の発生した月の直後の支払予定金額から当該違約金を差し引いた金額を支払う。1 回の支払で当該違約金が相殺しきれない場合は、それ以降の支払額も減額して違約金を清算する。違約金の発生した時点で、それまでに与えた減額ポイントをすべて抹消する。

表 違約金の金額

6 か月間の 違約金ポイントの合計	基準額に乗ずる係数	基準額
120 以上	100%	当該「事業年度」のサービス購入料Cの 1/12
102 以上 120 未満	1 ポイントにつき 0.75% (76.5%~90.0%)	
82 以上 102 未満	1 ポイントにつき 0.50% (41.0%~51.0%)	
42 以上 82 未満	1 ポイントにつき 0.25% (10.5%~20.5%)	
42 未満	0% (違約金なし)	

(3) 業務実施者の変更

連続して2月にわたり違約金が発生した後、さらに違約金ポイントの発生があった場合、甲は、乙と協議の上、当該業務の受託者等を変更させることができる。但し、変更にもなっても追加費用が生じても、甲は負担しない。なお、乙が「サービス購入料」の支払対象期間の途中で業務を行う者を変更しても、当該対象期間の違約金ポイントは消滅しない。

(4) 本契約の解除

同一の対象業務において連続して甲から乙に対して3回の違約金請求措置が行われた場合、甲は6か月以内（休日を含む。）に「事業契約」を解除することができる。その場合、契約の終了に伴う違約金を別途、請求する。

4 免責等

事業運営において明らかに重大な支障がある場合、事業運営において明らかに不具合がある場合の状態と認められたとしても、以下の①又は②に該当する場合には、乙に対する措置は講じない。

- ① やむを得ない事由によりそれらの状態が生じた場合でかつ事前に甲に連絡があった場合
- ② 明らかに乙の責めに帰さない事由によってそれらの状態が生じた場合

別紙7 「サービス購入料」の支払（第4条、第9条、第62条、第63条関係）

1 「サービス購入料」の種類と支払方法

乙に対して甲が支払う「サービス購入料」は、完了払とし、「サービス購入料」の種類は、以下のとおりとする。

表 「サービス購入料」の種類

種類	支払方法	含まれる費用
「施設整備費相当分」	「サービス購入料A」 第63条第1項に規定する施設整備に係る「サービス購入料A」については、「新本館・研究棟等」の引渡し時点で一括支払 第63条第2項に規定する維持管理に係る「サービス購入料A」については、当該業務終了後に一括支払	<ul style="list-style-type: none"> ・「事前調査業務」 ・設計業務 ・「新本館・研究棟等」の建設工事に係る「既施設」の解体・撤去 ・仮設庁舎の整備・維持 ・「新本館・研究棟等」の建設工事 ・周辺家屋影響調査業務及びその対策業務 ・電波障害調査業務及びその対策業務 ・「新本館・研究棟等」に係る各種申請等の業務 ・「施設備品」調達業務 ・「新本館・研究棟等」の引渡し ・乙の設立費 ・上記に係る建中金利 ・供用開始までの乙の運営費 ・「新本館・研究棟等」の引渡しから供用開始までの維持管理に係る業務 ・その他「新本館・研究棟等」に係る業務
	「サービス購入料B」	「新外構施設等」の引渡し時点で一括支払
「サービス購入料C」 「維持管理費相当分」	総額を15分割して15年間にわたり均等支払	<ul style="list-style-type: none"> ・「維持管理業務」 ・供用開始後の乙の運営費

※消費税及び地方消費税を含む。

2 「サービス購入料」の支払時期

(1) 「サービス購入料A」

乙は、第41条による「新本館・研究棟等」の引渡し後、甲に対して「施設整備費相当分」のうち、第63条第1項に規定する施設整備に係る「サービス購入料A」（「新本館・研究棟等」の引渡し後から供用開始までの乙の運営費を除く。）の請求書を提出する。

甲は、乙からの請求書を受理してから40日（休日を含む。）以内に乙に対して第63条第1項に規定する施設整備に係る「サービス購入料A」を支払う。

また、第63条第2項に規定する維持管理に係る「サービス購入料A」（「新本館・研究棟等」の引渡し後から供用開始までの乙の運営費を含む。）は、当該業務終了後、後述の（3）「サービス購入料C」の支払手順に準じて支払う。

(2) 「サービス購入料B」

乙は、第41条による「新外構施設等」の引渡し後、甲に対して「施設整備費相当分」のうち「サービス購入料B」の請求書を提出する。

甲は、乙からの請求書を受理してから40日（休日を含む。）以内に乙に対して「サービス購入料B」を支払う。

(3) 「サービス購入料C」

甲は、「維持管理費相当分」について、乙の「維持管理業務」の実施状況を定期的にモニタリングし、「維持管理業務水準」が満たされていることを確認したうえで、「維持管理期間」15年間に亘り、年4回に分けて全60回、均等の金額を乙から請求を受けて、以下の手順で支払うものとする。

- ① 乙は、甲に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して10日（休日を含まない。）以内に「業務報告書」を提出する。
- ② 甲は、「業務報告書」の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から14日以内に、乙にその結果を通知する。
- ③ 乙は、モニタリングの結果を確認の上、毎年7月以降（第1四半期分）、10月以降（第2四半期分）、1月以降（第3四半期分）及び4月以降（第4四半期分）に甲に対して請求書を提出する。
- ④ 甲は、乙からの請求書を受理してから30日（休日を含む。）以内に乙に対して「サービス購入料C」を支払う。

3 「サービス購入料」の金額及び支払スケジュール

毎回の支払いの合計額は、前述の方法により計算した金額の合計に対して1,000円単位未満を切り捨てた金額とする。切り捨てた金額は、最終回の支払いにて精算する。

(1)「サービス購入料A」(「施設整備費相当分」)

①施設整備に係る「サービス購入料A」

支払時期	金額(消費税及び地方消費税込)
平成30年度	円

②維持管理に係る「サービス購入料A」

支払時期	金額(消費税及び地方消費税込)
平成30年度	円

(2)「サービス購入料B」(「施設整備費相当分」)

支払時期	金額(消費税及び地方消費税込)
平成31年度	円

(3) 「サービス購入料C」(「維持管理費相当分」)

回数	支払時期	金額 (消費税及び地方消費税込)	回数	支払時期	金額 (消費税及び地方消費税込)
1	平成 31 年度	I 円	33	平成 39 年度	I 円
2		II 円	34		II 円
3		III 円	35		III 円
4		IV 円	36		IV 円
5	平成 32 年度	I 円	37	平成 40 年度	I 円
6		II 円	38		II 円
7		III 円	39		III 円
8		IV 円	40		IV 円
9	平成 33 年度	I 円	41	平成 41 年度	I 円
10		II 円	42		II 円
11		III 円	43		III 円
12		IV 円	44		IV 円
13	平成 34 年度	I 円	45	平成 42 年度	I 円
14		II 円	46		II 円
15		III 円	47		III 円
16		IV 円	48		IV 円
17	平成 35 年度	I 円	49	平成 43 年度	I 円
18		II 円	50		II 円
19		III 円	51		III 円
20		IV 円	52		IV 円
21	平成 36 年度	I 円	53	平成 44 年度	I 円
22		II 円	54		II 円
23		III 円	55		III 円
24		IV 円	56		IV 円
25	平成 37 年度	I 円	57	平成 45 年度	I 円
26		II 円	58		II 円
27		III 円	59		III 円
28		IV 円	60		IV 円
29	平成 38 年度	I 円	合計		円
30		I 円			
31		II 円			
32		III 円			

※ I 第1四半期(4月～6月)分、II 第2四半期(7月～9月)分、
 III 第3四半期(10月～12月)分、IV 第4四半期(1月～3月)分

別紙8 「サービス購入料」の改定方法（第64条関係）

1 「施設整備費相当分」の改定

「サービス購入料」のうち「施設整備費相当分」（「サービス購入料A」及び「サービス購入料B」）について、以下のように改定を行う。また、乙の設立費、建中金利及び第63条第2項に規定する維持管理に係る「サービス購入料A」は、対象外とする。

- ① 甲及び乙は、「設計・建設期間」内で本契約締結の日から12か月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により「施設整備費相当分」が不相当となったと認めるときは、相手方に対して「施設整備費相当分」の変更を請求することができ、甲又は乙は、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。
- ② 「施設整備費相当分」の改定方法は、変動前施設整備費相当分（本契約に定められた「施設整備費相当分」から、③アの基準日における出来形部分に相当する「施設整備費相当分」を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後施設整備費相当分（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費相当分に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前施設整備費相当分の1,000分の15を超える額（以下「スライド額」という。）について、「施設整備費相当分」に加除し、これに基づき「施設整備費相当分」の改定額を定めるものとする。
- ③ 「施設整備費相当分」の改定手続きは、次に示すとおりとする。
 - ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
 - イ 甲は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前施設整備費相当分を定め、乙に通知する。乙は、甲が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
 - ウ スライド額については、入札日と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及び「施設整備費相当分」の改定額について、甲と乙で協議して定める。但し、エで定めた協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、スライド額及び「施設整備費相当分」の改定額を定め、乙に通知する。
 - エ 上述のウの協議の開始日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。但し、甲が上述の①の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。
- ④ ①の規定による請求は、本項の規定により「施設整備費相当分」の改定を行った後再度行うことができる。この場合において、①の規定中「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本項に基づく「施設整備費相当分」改定の基準日」とするものとする。
- ⑤ 特別な要因により「設計・建設期間」内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、「施設整備費相当分」が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、「施設整備費相当分」の変更を請求することができる。
- ⑥ 予期することのできない特別な事情により、「設計・建設期間」内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、「施設整備費相当分」が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定にかかわらず、「施設整備費相当分」の変更を請求することができる。
- ⑦ 上述の⑤又は⑥の規定による請求があった場合における改定手続きは、上述の③の改定手続きに準ずるものとし、施設整備費相当分の改定額については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

- ⑧ 乙の運営費については、第2項「維持管理費相当分」の改定に準じた改定を行うものとする。

2 「維持管理費相当分」の改定

「サービス購入料」のうち「維持管理費相当分」（「サービス購入料C」）について、以下のよう改定を行う。

① 基本的な考え方

物価変動の判定については、特定の指標を用いることとし、年1回（毎年8月1日時点に）見直しを行うこととする。見直し時の指標と前回改定時の指標とを比較し、1,000分の15を超える変動があった場合、翌「事業年度」以降の「維持管理費相当分」（「サービス購入料C」）の支払額を改定することとする。なお、変動の大小にかかわらず、乙は、毎「事業年度」当該指標について改定の要不要を確認し、甲へ書面により報告を行うこと。

② 「維持管理業務」開始年度の「維持管理費相当分」

本契約締結時点に公表されている以下に示す指標（直近の12か月の指標（確報値）。以下本号及び次号において同じ。）と供用開始の前「事業年度」の8月1日時点に公表されている以下の指標とを比較し、変動がある場合、「維持管理業務」開始年度の「維持管理費相当分」につき、以下の通り改定する。

計算式

$$Y = X \times \alpha$$

ここで

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：本契約に規定された各支払額

α ：改定率 $\left(\frac{\text{供用開始の前「事業年度」の8月1日時点に公表されている直近12か月の指数}}{\text{本契約締結時点に公表されている直近12か月の指数}} \right)$

表 「維持管理業務」開始年度の「維持管理費相当分」の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
a 人件費変動指数 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数（年度）（事業規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）	「サービス購入料C」の改定額 a 人件費的な費用 本契約締結時の人件費的な費用×人件費変動指数の変動幅
b 物件費変動指数 日本銀行「物価指数月報」の企業物価指数	b 物件費的な費用 本契約締結時の物件費的な費用×物件費変動指数の変動幅

③ 「維持管理業務」開始後2「事業年度」以降の「維持管理費相当分」

当該「事業年度」の前「事業年度」の8月1日時点に公表されている以下に示す指標

と前回改定時の指標とを比較し、変動がある場合、「維持管理費相当分」につき、以下の通り改定する。なお、「維持管理業務」開始年度の「維持管理費相当分」が改定されなかった場合には、その後、「維持管理費相当分」が改定されるまで、本契約締結時点に公表されている指標を前回改定時の指標と読み替えることとする。

計算式

$Y = X \times \alpha$	
ここで	
Y : 改定後の各支払額 (税抜)	
X : 前回改定後の各支払額	
α : 改定率	$\left(\frac{\text{当該「事業年度」の前「事業年度」の8月1日時点に公表されている直近12か月の指数}}{\text{前回改定時の指標}} \right)$

表 「維持管理業務」開始後2「事業年度」以降の「維持管理費相当分」の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
a 人件費変動指数 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数(年度)(事業規模5人以上、調査産業計、現金給与総額)	「サービス購入料C」の改定額 a 人件費的な費用 前回改定時の人件費的な費用×人件費変動指数の変動幅
b 物件費変動指数 日本銀行「物価指数月報」の企業物価指数	b 物件費的な費用 前回改定時の物件費的な費用×物件費変動指数の変動幅

④ その他

変動指数の変動幅に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改定額の計算は、消費税及び地方消費税を含まない。

改定額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

消費税及び地方消費税額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別紙9 法令変更による追加的な費用の負担（第20条、第42条、第82条関係）

	甲負担割合	乙負担割合
① 「本施設」の設計・建設及び維持管理に係わる「法令等」の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税及び地方消費税に関する変更又は乙に課される税金の内その利益に課されるもの以外に関する税制度に係る「法令等」の制定・改正の場合	100%	0%
③ 「本事業」に関する新税の成立や税率の変更の内、乙の費用増加が明らかで、乙による費用増加抑制が不可能なものに関する税制度に係る「法令等」の制定・改正の場合	100%	0%
④ ①ないし③以外の「法令等」の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①「本施設」の設計・建設及び維持管理に係わる「法令等」とは、特に、「本施設」の設計・建設、維持管理その他「本事業」に関する事項を類型的又は特別に規制することを目的とした「法令等」を意味するものとする。但し、法人税その他の税制変更及び乙又は「本事業」に対して一般に適用される法律の変更はこれに含まれないものとする。

別紙10 「不可抗力」による損害及び追加的な費用の負担割合（第 20 条、第 40 条、第 42 条、第 84 条関係）

1 「設計・建設期間」

「設計・建設期間」に「不可抗力」が生じ、「新施設」に損害（但し、乙の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 10 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、「設計・建設期間」中における累計で、「施設整備費相当分」の 1%に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。但し、当該「不可抗力」事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

2 「維持管理期間」

「維持管理期間」中に「不可抗力」が生じ、「本施設」の全部又は一部に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一「事業年度」につき累計で「不可抗力」が生じた日が属する「事業年度」において支払われるべき「維持管理費相当分」（第 64 条の規定による改定を考慮し、かつ第 65 条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の 1%に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。但し、当該「不可抗力」事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

別紙11 乙等が加入すべき保険（第 86 条関係）

1 建設期間中の保険

建設工事保険、火災保険及び第三者賠償責任保険に加入すること。

2 「維持管理期間」中の保険

乙は次の要件を満たす第三者賠償責任保険へ加入し、当該保険料を負担しなければならない。

- ・ 保険契約者：乙又は「維持管理業務」従事者
- ・ 被保険者：乙及び「維持管理業務」従事者
- ・ 保険の対象：「維持管理期間」中の法律上の賠償責任
- ・ 保険期間：「維持管理期間」
- ・ 補償額：対人 1 名当たり 1 億円、1 事故当たり 10 億円以上
対物 1 事故当たり 10 億円以上
- ・ 免責金額：1,000 円以下
- ・ その他：甲を追加被保険者とする保険契約とすること

※上述以外の保険の付保については、「民間事業者提案」によるものとする。